

無効配転の 仮処分申請

差別・選別-組合つぶしのための不当労働行為 「人活センター」を解体せよ!

動労千葉は九月三〇日、国鉄当局に対し「人活センター」へ強制配転させられた組合員十一名について「人活センター配転無効」の仮処分命令申請を千葉地裁に提出した。本来の職務とまったく関係のない業務を強制し、労働者としての尊厳をも冒とくする、何よりも組合員の先頭に立って組合活動に奮闘している役員・活動家を職場から排除し、動労千葉の組織弱体・破壊を目的とした「人材活用センター」を認めることはできない。

重大な労働条件の変更 にもかかわらず

船橋・佐倉の「人材活用センター」に強制配転された十一名の仲間に対する当局の「配置転換命令」は全く無効である。それは第一に、職員に配転を命ずることができず、労働契約ないし労使の合意にその根拠がなければならぬにもかかわらず、動力車の乗務・修理職務に従事・遂行する者として採用され、勤務場所である各運転区所での労働契約を締結している職員に対し、「人活」に一方的配転を強行し、本来の職務と全く関係のない業務を強制してきた。

第二に、配転は重大な労働条件の変更をもたらすものであり、当然にも労働組合との団体交渉・協議が必要であった。しかし、協議申し入れさえも無視し、いきなり命令を発してきたのである。

組合つぶし目的の 不当労働行為

そして第三に、不当労働行為である。動労千葉は、「分割・民営化」が、実は国鉄労働運動の解体、財界の利権あさり、そのために十万人もの国鉄労働者が首切りされ、その結果国鉄の公共輸送機関としての使命が失われる。これに反対する運動を展開してきた。

これに対し当局は、組合員に組織脱退

工作、処分、差別、退職強要を行い、団交拒否などの団結権侵害をも行ってきた。一方では、動労・鉄労や拓創・創葉会・技能人協議会のマル生組合・グループの支援・育成を図ってきた。この情勢のもとで当局は「分割・民営化」に反対してきた動労千葉・国労組合員に対して「人活」への配転を強行してきたのである。配転者がいずれも役員・活動家であることから日常的組合活動の破壊はもとより組合内部の動揺・混乱を意図することは明らかだ。

「人事権」の濫用だ

当局は配転について、労使間の団交・協議すら行われていないばかりか、当該職員各人に対して納得のいく説明すら行っていない。「局からの指示・業務命令・管理運営事項だ」と回答ならざる回答するのみで、本人には「総合判断・適材適所」だとかをくりかえすのみばかりか、「配転の理由は胸に手を当ててみる」などと言いなすふざけ切った管理者をわれわれは断じて許すことはできない。十月十一日決戦に断固として決起し、「六一・一一ダイ改」阻止、「広域配転」阻止の闘いと結合し「人材活用センター」を粉砕しなければならぬ。

十月一日以降の「非協力・安全確認行動」を貫徹し、十月十二日「全国鉄労働者総決起集会」国会デモ」を圧倒的にかちとる中で、「分割・民営化絶対阻止」の第三波ストをも含むありとあらゆる実力反撃 怒りの総決起をかちとっていこう。

(9/1) 「人活センター」配転無効 千葉動労が仮処分申請

国鉄千葉動力車労働組合(中野洋委員長、九百六十七人)は三十日、「支部執行委員会を含む組合員十一人が余剰員として人材活用センターに配転された」として、国鉄を相手として、申請書による、十一人は手取った仮処分命令申請を、地裁民事四部に提出した。同じような申請は全国各地で採りなすを命ぜられた遠方の人材活用センターに配転された

ここで、組合員へのオルグなどが行われてきたこと、同労組は、こうしたことは国鉄当局が、同労組の弱体化を狙った不当労働行為で、「役員をやっていけば特殊なセンターに送られる」と脅した、として